明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働九一）　一

省令

○厚生労働省令第九十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条	**第一条**
一～五十八　（略）	一～五十八　（略）
五十九　三―エチル―二―（三―フルオロフェニル）モルフォリン及びその塩類	（新設）
六十～百六十　（略）	五十九～百五十九　（略）
百六十一　二―（二―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン及びその塩類	（新設）
百六十二～百七十六　（略）	百六十～百七十四　（略）
百七十七　一―（五―フルオロペンチル）―Ｎ―フェニル―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類	（新設）
百七十八～二百六十三　（略）	百七十五～二百六十　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。